

仕 様 書

第1 委託件名

平成 31 年度 報奨旅行等誘致・開催支援事業アトラクションプログラム実施業務(テクノロジー & ノンバーバルパフォーマンス)委託

第2 契約期間

契約締結日の翌日から 2020 年 3 月 31 日までの間で公益財団法人東京観光財団(以下、「財団」という。)の指定する日時まで

第3 履行場所

都内の財団の指定する場所

第4 目的

報奨旅行(インセンティブツアー)等(以下、「報奨旅行等」と言う。)誘致・開催支援事業は、東京都内での報奨旅行等を計画している海外の企業系イベントに対して東京の伝統的または現代的なアトラクション等を提供することにより、報奨旅行等の誘致を促進し、開催件数の増加を図ることを目的とする。

第5 委託内容

1 テクノロジー & ノンバーバルパフォーマンスの概要

報奨旅行等のイベントに、テクノロジーを駆使し音楽と映像を背景に身体表現を行うパフォーマンスを派遣し、ダンス・マイム・コメディ等の要素を加えたパフォーマンスを実施し、イベントを盛り上げる。

会場:主催者が指定する都内会場及びホテル等

プログラム実施時間:15 分程度

2 アトラクションの実施に係る準備・手配等

(1) 上記1の実施に係るパフォーマンス等の手配

- ・1000 名程度のパーティーを想定し、当該規模に相応しいパフォーマンスを手配し、都内会場まで派遣すること。
- ・非言語(ノンバーバル)にて、参加者が盛り上がるよう工夫すること。

(2) 用具等の手配

- ・音楽、映像及び衣装等、パフォーマンス実施に際して必要となる一切を用意すること。
- なお、原則としてプロジェクター、スクリーン等は主催者が手配することとする。

(3) 事前・事後準備

- ・パフォーマンスに必要な打ち合わせ費用、用具等の搬入・搬出に係る経費、出張費は本契約に含むものとする。
- ・企業ロゴの掲出等、基礎的な映像の編集に係る経費は本契約に含むものとする。

(4) その他

・パフォーマー等の交通費、駐車場代及び飲食代等は本契約に含み、別途支給は行わない。

第6 守秘義務等

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第7 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第8 個人情報の保護

別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第9 支払方法

委託料は、契約金額を上限として、実際の手配数等により算出し、全ての業務完了後一括払いとする。

第10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し平成31年度の財団の収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 5 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。
- 6 2019年10月1日以降の履行の場合は、消費税率が10パーセントに変更となる。

担当者連絡先： 公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部 名塚・藤村

電話 03-5579-2684

FAX 03-5579-2685